

四街道市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による令和元年9月9日付け請求のあった四街道市職員措置請求について監査を行ったので、同条第4項の規定により監査結果を別紙のとおり公表する。

令和元年12月16日

四街道市監査委員	勝	山	信
四街道市監査委員	井戸川	員	三
四街道市監査委員	高	橋	絹子

四街道市職員措置請求に係る監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、四街道市職員措置請求について、次のとおり監査を行った。

令和元年12月16日

四街道市監査委員	勝山	信
四街道市監査委員	井戸川	員三
四街道市監査委員	高橋	絹子

第1 請求の受付

- 1 請求のあった日
令和元年9月9日
- 2 請求人
省略する。
- 3 請求の受理

本件四街道市職員措置請求（以下「本件請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認められたので、令和元年12月4日にこれを受理した。

なお、監査の期間については、3回の補正に要した日数を延長することとした。

第2 監査の実施

1 監査の概要

- (1) 請求人からの証拠の提出及び陳述並びに関係職員からの陳述の聴取
ア 法第242条第6項の規定による証拠の提出、陳述の機会を請求人に対し与えたところ、令和元年12月9日に、請求人が陳述を行い、関係職員が法第242条第7項の規定に基づき立ち会った。陳述の際、請求人から新たな証拠として資料の提出があった。
イ 同日、関係職員が陳述を行い、請求人が法第242条第7項の規定に基づき立ち会った。

(2) 関係職員に対する調査

監査に当たって、四街道市環境経済部職員の出席を求め、書類の審査等を行った。

2 請求の趣旨

請求書に記載されている事項及び請求人の陳述によれば、本件請求の趣旨は次のとおりである。

四街道市長は吉岡地区次期ごみ処理施設建設計画を巡り、法違反もしくは不当な対応、加えて怠る事実によって、土壌汚染の問題を防げず、造成工事の実施者が土壌汚染調査すべきところ、市長は実施者に徹底して求めず、表土調査、絞り込み調査、水質等状況委託その2、埋立量算出測量委託を自ら実施し、公金20,200,320円を支出し、市財政に損害を与えた。

そのため市長以下、市の関係職員（副市長、環境経済部長、次長、廃棄物対策課長、関係担当者、環境政策課長、関係担当者）に対し、支出した額を返還するよう、市長に求める。

第3 監査結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

1 監査により認められた事実

平成30年2月22日付けで市は地質・水質検査委託契約を締結し、検査の結果、土壌から環境基準を超えるふっ素が検出される。

平成30年8月17日付けで土壌調査委託契約（表土調査）（契約額9,612,000円）を締結し、平成30年11月16日付けで土壌調査委託契約の変更契約を行い、絞り込み調査（契約額3,622,320円）を委託する。

平成31年1月28日付けで市は水質等状況調査委託契約（その2）（契約額486,000円）を締結する。

平成31年4月17日付けで市は埋立量算出測量委託契約（契約額6,480,000円）を締結する。

2 結論

土壌汚染調査等に係る費用の支出は、土壌汚染の可能性から市民の安全安心を担保するため行ったものであり、違法又は不当なものとは認められない。

また、予算執行から公金の支出については、適正に処理されている。

このことから、本件請求には理由がないものと認め、本件措置請求を棄却する。